

Namrun Quarterly

発行所 / 弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号 堂島ビルディング 7 階

制作協力 / 株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

Index

50号発行を迎えて
…1

【事件ファイルより】
国際契約の基礎知識
…2～3

【最近の判例から】
株主からの委任状と
「反対の通知」についての
最高裁判決
…3～4

事務局から
…4

50号発行を迎えて

2007年7月にスタートし、若干の遅れや、発行できなかった時期もありましたが、2024年3月にこの50号を発行させていただくことができました。

このNamrun Quarterlyの発行を始めてからほぼ100本、その時々テーマを選んだ法律エッセイと判例紹介をさせていただいたこととなります。

手前味噌で恐縮ですが、紙でこのQuarterlyをお送りさせていただいている方から、時々感想をいただきます。ご紹介している新法令や判例の記事が、(その方がおっしゃるには)質が高いとのことだったり、秘書さんのコラムが楽しみと言っただけたり、装丁がおしゃれだとの感想もあつたりと、いろいろな感想をお聴きすると、なるべく頑張っ続けていこうというモチベーションになります。

ただ、残念ながら、私の表紙ページのコラムがよかったと言っただけではなく、本人としては、その時々時事問題であつたり、時事に関する書物の読後を書かせていただいたり、旅行の報告であつたりと、それなりに創意工夫をしているつもりなのですが、お読みいただく方に「なるほど」と思っただけコラムを書くというのは、

なかなか難しいなと思う次第です。今回このコラムページを書くにあたって、第1号からざっと見返してみても、これって、いわば私の3カ月に1回の日記なんだと改めて思いました。

事務所の山あり谷あり、皆さんに楽しんでいただく、または情報提供を目的としたものなので、あまり谷の部分はお見せしないようにしてきたつもりですが、読み返すと、垣間見えることもあり、また日本全体や世界全体の移り変わりも少し見ることができたりいたします。

なんでも電子化される世の中ではありますが、素敵な装丁を楽しみにして下さる読者の方もいらっしゃるので、もうしばらくこのままの紙媒体でのNamrun Quarterlyを続けていけたら、と思っております。



苗村 博子
(なむら ひろこ)



国際契約の基礎知識

2023年10月に日本も国際調停に関するシンガポール条約を批准し、6カ月後の本年4月から発効することとなっています。国際仲裁の仲裁決定同様、成立した調停が執行力を持つことになることは、国際契約にも大きな影響を及ぼすとも考えられ、この機会に、意外と知られていない、国際契約ならではの規定等について、一度振り返っておこうと思います。

1. 国際取引で注意すべき点

一国内取引との違い

国内取引では、その取引をどの国の法律に従って規律するかということは考えることなく、日本法によってその解釈や契約によって発生する効果が決まります。しかし、国際契約では、あらかじめその契約の準拠法を定めておき、当事者間で解釈にずれが生じた場合に、準拠法に従って、契約を解釈できるようにする必要があります。仮にこれを定める条文が契約上に定められずに、日本の裁判所にその契約に関する法律問題が提起された場合には、「法の適用に関する通則法」という法律に従って、裁判所はどの国の法律がその契約を規律するのかを決めることとなりますが、この通則法を適用すべきか否かから当事者間で争いになることも多く、紛争の解決に随分時間を要することになってしまいます。

また、紛争解決手段についてもあらかじめ契約書に定めておくことも大切です。国内契約では、裁判管轄については、〇〇地方裁判所の専属管轄とすると定めることもあります。国際契約では、紛争解決手段として裁判所における訴訟によるのかどうか、裁判管轄地をどこにするのかなども重要となってきます。

1. 準拠法 (Governing Law)

(1) 契約の準拠法は、当事者自治の原則から、当事者間で定めることができます。

まず、先に世界の法体系について考えておきましょう。法体系は、大きく、大陸法 vs 英米法に分けられます。

ア. 大陸法

日本法は、大陸法系のフランス法、ドイツ法を母法とし、基本的には、この大陸法系に属します。法律条文があって、それに従うという考え方をとる、ローマ法に遡る法体系で、約束したことは守ら

なければならないという考え方を基礎とします。

イ. 英米法 – Common Law

ももとは、法律条文がなく、紛争は裁判所に訴えて解決してもらうことを中心とする法体系で、イギリスで発展し、その後イギリス連邦諸国とルイジアナ州を除く米国のほとんどの州で採用されている法体系です。

成文法がなく、積み重ねられた判例で、現在自らが直面する問題に似た事例の判例を探して、それをあてはめてもらうという方法によって紛争を解決するため、類推が利きにくく、一定の法理の要件を探し出すにも相当の手間暇がかかります。筆者も「錯誤」の要件をNY州法で探ろうとして大変な苦勞をしたことがあります。ただし、現在世界の共通語ともいえる英語圏で用いられていることもあり、国際契約では、England法や米国のNY州法などが準拠法として用いられるケースが多いところです。

(2) 当事者間の定めがない場合

当事者間で取り決めがなければ、日本法では、「法の適用に関する通則法」の定めに従い、最密接関連地法が選ばれます*。一方当事者が特徴的給付をする場合にはその給付を行う当事者の常居所地法が契約準拠法となるのです。ですが、そもそもどの国の法律に従って、準拠法を定めるかというトートロジーの状態になることも多く、国際契約では、準拠法を定めておくことは必須といえるでしょう。

2. 紛争解決手段

国際契約に関する紛争解決手段には、調停 (Mediation)、仲裁、裁判所における訴訟手続などがあります (下表)。

契約において紛争解決条項を定めておかなければ、裁判での解決を図ることになります。どの国で裁判を行い得るかは、国際裁判管轄の問題であり、日本では、民事訴訟法3条の2から3条12において定められています。

紛争解決手段には、一長一短があり、仲裁は非公開でできるメリットがあるものの、費用が高額となる場合が多くなります。2019年にシンガポール条約が成立し、国際調停で成立した合意が、締結国においては、そのまま執行できることとなりました。日本においても京都国際仲裁センターが2019年に開業し、仲裁や裁判による紛争解決の前提として、調停の試行を求める紛争解決条項が増え、一種のトレンドとなっています。日本がシンガポール条約に加盟したことにより、今後最終調停が成立しなかった場合に仲裁によるにしろ、訴訟を提起するにしろ、調停を前置しておくことは、なるべく迅速に、低コストで紛争を解決する大きな変革をもたらすことになると思います。

仲裁においては、当初に双方で審理対象を定めて合意し、Terms of Referenceを作成し、仲裁廷は、それ以外を審理しないこととなっています。しかし、当事者双方や仲裁廷の裁量により、後発的に審理対象が加えられることも多く、審理が長期化する要因ともなっています。

仲裁条項や調停前置の場合の紛争解決条項で定めるべきことをみていきましょう。

(1) 仲裁条項 (Arbitration Clause)

場所と仲裁機関の定めが必要です。

- ICC(International Chamber of Commerce)

	調 停	仲 裁	訴 訟
機 関	JIMIK など 私的機関	ICC, AAA, SIAC, JCAA など 様々な私的機関	裁判所
費 用	低廉	高額	低廉
強制執行のための 手続	執行国がシンガポール条約に加盟していれば、調停内容が執行可能となる。日本も加盟した	執行国が、NY条約に加盟していれば、仲裁判決の執行が可能となる。日本は、加盟国での仲裁判決の執行については、仲裁法45条以下に定める	外国判決の承認執行手続は各国の民事訴訟法や規則が定める。日本での執行は、民事訴訟法118条以下に定める
公開性	非公開	非公開	日本を含め多くの国で公開
上訴の可否	双方の合意によるので上訴は考えられない	一審制、上訴はできない	多くの国で上訴可能。日本は三審制

評価の高い機関ですが、仲裁費用が高額である点が指摘されています。

・SIAC (Singapore International Arbitration Centre)

シンガポールには、マコーミックという各種仲裁機関が仲裁における証人尋問等の審問 (Hearing) を行える建物があります。中でも SIAC は、費用も合理的であるとして、シンガポールを仲裁地として、SIAC を仲裁機関とする契約条項も増えてきています。ヨーロッパの国々の企業との契約では、日本との距離、ヨーロッパ各国との距離が大体同じであり、合意がしやすいように思われます。

シンガポールでの仲裁となると準拠法もシンガポール法となりがちですが、シンガポールは、コモンローの法域で、原理原則が簡単にわからないという問題点はあるものの、弁護士費用がリーズナブルであること、英語でやり取りできる点も好感を持たれています。シンガポールの弁護士の意見ですが、時間がかかるのが難点だとのことでした。

・JCAA

残念ながら JCAA を選ぶとって応じ

てくれる相手方は特に相手方が欧米の場合は困難です。日本でも仲裁センターが東京・大阪にでき、これを機に仲裁の場を日本にと期待されていますが、どの程度の効果があるのでしょうか？

(2) 裁判管轄 (Jurisdiction)

被告地とする方法や、第三国とする方法もあります。仲裁と異なり、なんらの関係のない国を選択した場合、選択国から契約との関連性がないとして、裁判管轄を否定されることもあるので注意が必要です。確かに、裁判所は、国家の機能の一つとして低廉で裁判を受けられるようにしていることが多く、なんら選択国と関係のない紛争の経費負担を選択国に求め得る合理性はありません。当該契約と何らかの関係がある国を選択する必要があります。

(3) 準拠法

契約当事者は自国法を準拠法としたいと考え、なかなか合意に至れない場合もあり、一方当事者が紛争解決を求める場合には相手方の自国法を準拠法とするなど、どちらが紛争解決を求めるかで、契約の準拠法まで変わるような条項すら見

かけるようになりました。しかし、いずれかが紛争を解決するために、紛争解決機関への申立てが必要となるような状況であれば、相手方も何らかの申立てをしたいと考える可能性も高い場面ですので、準拠法が異なれば、紛争解決には長期間及び多額の費用を要することにもなりかねません。契約締結前の Win-Win の関係にある間に、あらかじめいずれかの法律を選ぶ必要があります。これまで、イギリス法や米国の NY 州法が選択されてきましたが、その理由はやはり英語でやり取りができるということにあると考えられます。大陸法系の国々でも英語での法律条文の紹介や、英語を使える弁護士が増えており、原理原則を見つけやすい大陸法系を選択することも一つの選択肢だと感じます。

※：法の適用に関する通則法8条1項

倉本 武任
(くらもと たけつぐ)



最近の判例から

株主からの委任状と「反対の通知」についての最高裁判決

1. はじめに

株式買取請求は実務上多くの問題を有しております。今回は、株式買取請求について新たな判断を示した令和5年10月26日の最高裁決定についてご紹介します。本 Quarterly をご覧の皆さまの業務にご活用いただけますと幸いです。

2. 株式買取請求及び

これを行使するための要件

(1) 株式買取請求とは

吸収合併等により、当初出資した会社と異なる会社に代わってしまった場合など、株主が投資した時点から会社の基礎となる事項に変更が生じた場合、もはや株主を辞めたいと考える株主もいます。会社法は、そのような株主が会社に対し自身の有する株式を買い取らせることにより、株主としての地位を離脱することを認めています (会社法 785 条等)。

(2) 株式買取請求を行うことのできる

「反対株主」とは

会社法 785 条 2 項を見ると、株式買取請求は「反対株主」にのみ認められています。ここでの「反対株主」に当たるためには、「吸収合併等に反対する旨を

…株式会社に対し通知 (以下「反対通知」といいます)」することが必要です (同項 1 号)。この通知の手段を要求することにより、会社は事前に、吸収合併契約等に反対する株主がどれくらいいるのか、どれくらいの数の株式について株式買取請求が見込まれるかを予測することができ、株式買取請求を想定した対応や吸収合併の撤回などの事前準備が可能になります。

本件の最高裁決定は、委任状についても反対通知に当たるかについて争われた事件です。

3. 事案の概要

(1) 委任状の記載

A 社 (被告) と B 社は、B 社を存続会社とする吸収合併契約 (以下「本件吸収合併契約」といいます) を締結し、その承認を議題とする株主総会を招集しました。A 社代表取締役 C は、株主 D (原告) に対し、当該株主の招集通知を発するとともに、D 自身が出席できない場合には、同封した委任状用紙 (以下「本件委任状」といいます) 内に上記株主総会に関する議案の賛否を記載して、これを返送する

よう求めていました。上記本件委任状内には、宛先に「A 社御中」と印字され、「委任状」の表題の下部に「私は、……を代理人と定め下記の権限を委任いたします。」「令和2年11月13日開催の貴社臨時株主総会…に出席して、下記の議案につき私の指示 (○印で表示) にしたがって、議決権を行使すること。ただし、議案に対して賛否の表示のない場合及び原案に対して修正または動議が提出された場合は、いずれも白紙委任いたします。」とそれぞれ印字され、その下に「賛」又は「否」のいずれかに○印を付けて本件議案についての賛否を記載する欄が設けられていました。

(2) D の委任状への記載及び

C の議決権行使

D は、本件委任状内の……の箇所に代表取締役 C の名前を記載し、本件賛否欄の「否」に○印を付けた上で A 社に返信しました。

上記の返信を受け、C は D の代理人として、本件吸収合併契約に反対する旨の議決権を行使しました。

(3) D からの株式買取請求行使

DはA社に対し、Dの保有する全株式を公正な価格で買い取ることを請求したところ、価格について折合いがつかなかったため、Dは裁判所に対し、株式買取価格を決定する申立てをしました。Dの申立てに対し、裁判所は、Dの反対する旨の通知はあくまで代表取締役Cに対するものであり、会社であるA社に対してなされたものではないから、反対通知に当たらないと判示し、Dの申立てを却下しました。これを不服として、Dが異議申立てをしました。

4. 裁判所の判断

(1) 二審決定

二審決定は、本件委任状をA社に対して反対通知をしたとは認められない旨判示していますが、その理由として考えられるのは以下の2点です。

①裁判所は、会社法785条2項1号の反対通知は、会社に対して通知する必要があると考え方を前提にしていると考えられる点

②本件委任状は、代理人となるべき者に対して本件総会における議決権の代理行使を委任する旨の意思表示をした書面であり、本件賛否欄の「否」に○印を付けた部分は、代理人となるべき者に対する指示に過ぎないと指摘していることから、本件委任状は会社であるA社に対し通知したものではないと評価したと考えられる点

学説上は、前記の事前通知を要求した趣旨、すなわち会社に株主の反対意思を事前に認識させることにより、株式買取請求の準備の機会を与える点にあること

を重視し、上記二審決定の①と同じ立場に立つ見解が多く見られます。②についても、特に本件のような委任状はあくまで議決権行使の代理人に対する指示に過ぎず、前記二審決定と同様に、会社に対して反対の通知をしたことにはならないと考える見解が多いようです。

(2) 最高裁決定

これに対し、最高裁決定は本件の委任状についても、会社に対する反対通知であると認めている点が注目になります。

まず、①の誰に対して通知をすべきかについて、最高裁も、会社法785条2項1号の趣旨については、「吸収合併契約等の承認…に反対する株主…の見込みを認識させる」と指摘しています。かかる指摘からすると、会社に対して事前に株式買取請求を予測させるためには、反対通知は会社に対して行う必要があると考えるのが素直であり、①については最高裁も前記二審決定と同じ立場のようです。

しかし、②については、以下の理由より、二審とは異なり、会社に対する反対通知をしたものと判示しています。すなわち、最高裁は「委任状を…送付した場合であっても、当該委任状が作成・送付された経緯やその記載内容等の事情を考慮して、吸収合併等に反対する旨の意思が消滅株式会社等に対して表明されているとすることができる場合には、…上記委任状を消滅株式会社等に送付したことは、反対通知に当たる」と判断しました。その上で、本件委任状は、A社が「宛先を自社とする本件委任状用紙を送付して議決権の代理行使を勧誘して」するもの

で、その記載はA社のフォーマットであること、及びDが上記フォーマットを使用して、「本件委任状の各欄に記載をするなどして作成」していることを指摘し、Dの記載は「代理人となるべき者に対して議決権の代理行使の内容を指示するだけのもの」ではなく、A社に対する「応答でもあった」と評価しています。そして、本件委任状の「賛否欄には『否』に○印が付けられて」いたことから、「本件吸収合併に反対する旨の…意思表示が本件委任状に示されていた」と結論付けています。

5. 結語

前記の最高裁の判断を見ると、反対通知であるかについては、当該通知の作成経緯や記載内容等の諸事情を考慮して判断されるため、委任状であるからといって必ずしも会社法785条2項1号の反対通知に当たらないとはいえず、内容を慎重に検討する必要があります。今後、自社内のフォーマットに株主が記載した通知であっても、反対通知であると主張され、意図せずして株主から株式買取請求が行われてしまうおそれもあります。吸収合併に際し、株主に対して通知をする場合には、通知の記載内容に十分ご留意ください。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

Topic of the secretariat

事務局から

今の時代、どの業種であっても少なからずパソコンを使用しますね。ご多分に漏れず当事務所でも弁護士や事務員に一台ずつ個人用のパソコンが割り当てられています。それに加えて、データファイルを保存するサーバーやメール・スケジュールを管理するサーバーを備えています。そうなること、付いて回るのはセキュリティー問題です。

わたしはこの事務所ですべてコンピュータシステムの管理をメインにしている事務員なのですが(この事務所規模でそのような人を雇っているところはあまりありません)、OSのアップデートを促したり、スパムメールをクリックしないよう弁護士に注意喚起したりすることはもちろんのこと、パソコンやサーバーのアップグレードや、買い替えを提案して、事務所内の相応のセキュリティーレベルを保つようにしていま

す。そして今回、苗村の承認が下り、あるサーバーを買い替えることになりました。

想像に難くないことと思いますが、事務所の業務を行いつつ、サーバーを入れ替えることはなかなか気を使う作業です。弁護士や事務局の意見をヒアリングして、現行のシステムをそのまま移行してほしい部分と新たな機能に変更してほしい部分を見極めた上で、サーバー構築の専門業者にこちらの意向を伝えていきます。ただ、いくら法律の専門家の弁護士といえども、コンピュータに関してはあまり現実的ではないことをリクエストすることもありますし、時にはわたくしとサーバー業者との間に入ることで、かえって話がややこしくなったりすること…。

これをお読みになるころには、おそらく新サーバーへの移管が完了して、弁護士も事務局もより快適に業務を行っているはず。これからも、法律事務所としての相応のセキュリティーレベルを保つために努力をしていきます。

大変な作業、ありがとう(苗)

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号
堂島ビルディング7階

※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅1番
出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分

TEL : 06-4709-1170

FAX : 06-4709-0131

受付時間/9:00~18:00



<https://www.namura-law.jp>